

(FC21) 土木史委員会規則

昭和49年1月	制 定
平成元年6月6日	一部改正
平成10年8月31日	〃
平成18年11月17日	〃
平成23年11月18日	〃
2019年5月10日	〃

(目的)

第1条 土木史委員会（以下、委員会という）は、土木工学の現在および未来を歴史的観点から照査するための基礎学問として土木史をとらえ、土木史研究にかかわる情報交換と相互研鑽の場を提供することによりその学問的成熟を推進し、かつ、土木遺産・史料の保存と活用に向けて幅広く貢献することを目的とする。

(事業)

第2条 委員会は、目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 土木史に係わる調査・研究・教育活動
- (2) 研究発表会、シンポジウム、見学会等の開催
- (3) 土木史に関する普及活動
- (4) 土木遺産の保存・活用の推進
- (5) その他、委員会の目的にあった事業

(存続期間)

第3条 存続期間は土木学会委員会規程第2条（設置または廃止）によるものとする。

(構成)

第4条 第2条の事業を積極的に推進するために、以下の組織を設置する。

(1) 組織構成

1) 幹事会

幹事会は、委員兼幹事長および幹事で構成され、事業全般の企画および調整にあたり、委員会審議事項の一部を委任審議することができる。

2) 発表小委員会

研究発表会の企画、運営、および「土木史研究」の編集にあたる。

3) 広報小委員会

ニューズレター「土木史フォーラム」と土木史委員会のホームページの企画、運営、編集にあたる。

4) その他

調査、収集、研究活動等を積極的に推進するために、委員会承認のもとに必要に応じて小委員会、分科会等を設置することができる。また、小委員会、分科会等の委員構成、選任、任期、開催等については、委員会において別に定める各小委員会運営内規による。

5) 小委員会等の設置は、土木学会委員会規程第6条（小委員会等）による。

(2) 構成員

委員長 1名

副委員長 2名

委員兼幹事長 1名

委員 10名程度（委員長、副委員長、幹事長は含まず）

幹事 10名程度

また、委員会の発展に貢献された方を、委員会顧問としておくことが出来る。

(委員長・委員等の任期と選出方法)

第5条 委員長・委員等の任期と選出方法は次のとおりとする。

(1) 委員長・委員等の任期

1) 委員長・委員等の任期は、原則として2年とする。また、委員等は年度毎の半数交代を原則とする。

(2) 委員長・委員等の選出方法

1) 委員長は委員からの互選により候補者を選出し、理事会の承認を得ることとする。

2) 副委員長、委員兼幹事長は、委員の互選による。

3) 委員は委員会において選出する。

4) 幹事は、委員兼幹事長の推薦をもとに委員会において選出する。

5) 任期満了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任委員長が委員長の職務を継続して実施する。

6) 委員長の選出(交代)時期は土木学会委員会規程第4条の(1)によることとする。

(3) 委員等の解任

委員等に、委員等としてふさわしくない行為があったときは、委員会の同意により、解任することが出来る。

(委員会の運営)

第6条 委員会の運営は以下による。

1) 委員会は、委員長の招集により、年間2回程度開催する。幹事会は、委員兼幹事長の招集により、年間4回程度開催する。その他、委員長が認めたときは、この限りにあらず、開催することができる。また、緊急を要する事項については、電子メール・手紙等による報告・審議・決議により委員会の開催に替えることができる。

2) 委員会の議事は、出席委員等の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

3) 事業計画および予算：委員会は、土木学会委員会規程第9条(事業計画および予算)の規定および理事会の決定に従い「事業計画および予算」を作成し、調査研究部門担当理事の承認を経て提出する。

4) 事業報告：委員会は、土木学会委員会規程第10条(事業報告)の規定および理事会の決定に従い「事業報告書」を作成し、調査研究部門担当理事の承認を経て提出する。

5) 成果の報告：委員会は、土木学会委員会規程第8条(成果の報告)の規定に従って、毎年度、事業成果を理事会に報告するとともに、土木学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(事務局)

第7条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この内規は、昭和49年1月から施行する。

附則 この変更内規は、平成元年6月6日から施行する。

附則 この変更内規は、平成10年8月31日から施行する。

附則(平成18年11月17日 理事会議決) この変更内規は、平成18年11月17日から施行する。

附則（平成 23 年 11 月 18 日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。

附則（2019 年 5 月 10 日 理事会議決） この変更規則は、2019 年 5 月 10 日から施行する。